

福生市地域防災計画

(令和5年度修正)

福生市防災会議

大正 12 年に発生した関東大震災から 100 年が経過しました。近年も、令和 4 年 3 月の福島県沖を震源とした地震、令和 6 年能登半島地震など、日本各地で地震による甚大な被害が発生しています。令和 4 年 5 月には、東京都防災会議により、「首都直下地震等による東京の被害想定」が見直されました。福生市における被害想定は、前回被害想定より一貫して減少しているものの、立川断層帯地震で死傷者数が約 500 人、全半壊の建物棟数が約 1,500 棟と、依然として多くの市民の生命・財産が脅かされるおそれがあります。

また、記憶に新しい令和元年台風第 19 号では、台風接近に伴う大雨の影響で、福生市に大雨特別警報が発令され、福生市は多摩川の洪水浸水想定区域内の 3,493 世帯 6,814 人に避難指示を発令しました。幸いにも市内で人的被害はなかったものの、河川沿いの公園が冠水したほか、市内道路において倒木や集水ますからの雨水の噴出等の物的被害が発生しました。

さらに、令和 2 年 1 月に国内で初めての感染症患者が確認された新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) については、令和 5 年 5 月 8 日に感染症法における 5 類感染症に変更されるまでの間、福生市においても新型インフルエンザ等対策本部を設置し、各種対策を実施してまいりました。住民生活が不安定になる災害時においては、特に感染症の拡大の危険性が高まることから、災害対策の分野においても、リスク評価項目として感染症対策が重要な位置を占めることとなりました。

このたび、これらのことを踏まえ、福生市の防災対策の根幹となる福生市地域防災計画を、より現実に即した実効性のある計画とするため、国の防災基本計画や東京都地域防災計画との整合性を図りながら、修正いたしました。

大規模災害が発生した場合、行政のみで災害対応を行うことは不可能であり、市民や事業所の皆様による地域での日頃からの取組、協力が不可欠です。このため、この計画では、「市民、事業所、行政のそれぞれの役割に応じた取組を進め、災害の防止、減災対策とともに、災害・非常時に即応できる地域防災態勢の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進する」ことを基本目標としています。

この計画の修正に当たりましては、福生市防災会議委員をはじめ、関係機関の皆様など、多くの方々から貴重な御意見、御協力をいただきました。ここに深く感謝申し上げますとともに、厚く御礼申し上げます。

安全と安心を次の世代へつなぐため、今後とも御協力をお願いいたします。

令和 6 年 2 月

福生市防災会議 会長

福生市長 加藤 育男

目 次

第1編 総則

第1章 計画の前提	1
第1節 計画の概要	1
第2節 福生市の状況	2
第3節 災害の可能性及び特性	3
第4節 被害の想定	7
第2章 計画の基本方針	18
第1節 計画の方針	18
第2節 減災目標	19
第3節 福生市・関係機関の業務の大綱	20

第2編 地震災害対策計画

第1部 災害予防計画

第1章 災害に強い人と地域社会づくり	29
第1節 防災知識の普及	29
第2節 自助による市民の防災力向上	30
第3節 自主防災組織等による共助の推進	31
第4節 各主体の連携	32
第5節 要配慮者の安全確保	32
第6節 ボランティア活動環境の整備	35
第7節 事業継続計画の実効性の確保	36
第2章 災害に強いまちづくり	38
第1節 都市の防災機能の強化	38
第2節 建築物等の安全対策の推進	40
第3節 地盤災害予防対策の推進	42
第4節 出火防止対策の推進	43
第3章 災害に備えたシステムづくり	46
第1節 防災活動組織の整備	46
第2節 情報収集伝達態勢の整備	48
第3節 消防・救助・救急態勢の整備	49
第4節 応急医療態勢の整備	51
第5節 避難態勢の確立	52
第6節 緊急物資の供給態勢の整備、防災用資機材の調達	54
第7節 帰宅困難者対策の推進	56
第8節 ライフライン応急復旧態勢の整備	57
第9節 環境・衛生対策の推進	60
第10節 生活再建のための支援態勢の整備	61

第2部 応急・復旧計画

第1章 災害対策の流れ	63
第2章 活動体制	65
第1節 活動体制の確立	65
第2節 災害対策本部の活動体制	67
第3節 災害対策本部の運営	70
第3章 情報の収集・伝達・広報	72
第1節 情報連絡態勢の確立	72
第2節 災害情報の収集・伝達	74
第3節 広報・広聴	77
第4章 受援	80
第1節 応援要請と応援の受入れ	80
第2節 行政機関との相互応援協力	81
第3節 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請	82
第4節 自衛隊に対する災害派遣要請	82
第5節 被災自治体への応援	84
第6節 在日米軍との相互支援	84
第5章 警備・交通対策	85
第1節 警備	85
第2節 交通対策	85
第6章 緊急輸送対策	88
第1節 緊急輸送ネットワーク	88
第2節 緊急輸送道路の確保	89
第3節 車両輸送	89
第4節 航空輸送	90
第7章 消防・危険物対策	92
第1節 消防対策	92
第2節 危険物施設等の応急措置	94
第8章 医療救護対策	97
第1節 初動医療態勢	98
第2節 医薬品・医療資器材の確保	101
第3節 医療施設の確保	103
第4節 防疫態勢の確立	103
第5節 食品衛生管理	104
第9章 避難者対策	105
第1節 避難の基本	105
第2節 避難情報	106
第3節 避難所の開設・管理運営	109
第4節 被災者の他地区への移送	113

第5節	避難における避難行動要支援者への対策	113
第10章	帰宅困難者対策	115
第1節	駅周辺の混乱防止対策	115
第2節	一時滞在施設の確保	115
第3節	学校・事業所等における対策	116
第4節	帰宅支援	118
第11章	緊急物資の供給対策	119
第1節	飲料水の供給	119
第2節	食料の供給	121
第3節	生活必需品の供給	123
第12章	環境・衛生対策	125
第1節	し尿処理	125
第2節	災害廃棄物処理	126
第3節	動物愛護対策	128
第4節	環境保全対策	130
第13章	行方不明者の捜索・遺体の取扱い	132
第1節	行方不明者の捜索	132
第2節	遺体の捜索・収容	133
第3節	検視・検案、遺体の身元確認	133
第4節	遺体の処理	134
第5節	火葬	134
第14章	ライフラインの応急復旧	136
第1節	ライフライン被害状況の把握	136
第2節	上水道	136
第3節	下水道	137
第4節	電力	138
第5節	都市ガス等	139
第6節	通信	140
第15章	公共施設等の応急・復旧対策	142
第1節	道路等の緊急点検	142
第2節	道路・橋りょう	142
第3節	河川	144
第4節	危険箇所等	144
第5節	鉄道	144
第6節	社会公共施設	145
第16章	応急生活対策	147
第1節	応急危険度判定の実施	147
第2節	住家被害認定調査・り災証明書等の発行	148
第3節	住居障害物の除去	149

第4節	被災住宅の応急修理	150
第5節	応急仮設住宅の供給	150
第6節	災害弔慰金等の支給	152
第7節	義援金の受入れ・配分	152
第8節	被災者相談	153
第9節	各種支援制度の活用	155
第10節	職業のあっせん	155
第11節	租税等の徴収猶予及び減免等	155
第17章	要配慮者対策	157
第1節	要配慮者の被災状況の把握	157
第2節	被災した要配慮者への支援活動	157
第3節	社会福祉施設の応急対策	158
第18章	応急教育・応急保育対策	159
第1節	応急教育	159
第2節	応急保育等	160
第3節	児童館、学童クラブ、ふっさっ子の広場	161
第19章	ボランティアの受入対策	162
第1節	一般ボランティアの受入れ	162
第2節	登録ボランティアの受入れ	163
第3節	専門的なボランティアの確保	164
第20章	応急公用負担等	165
第1節	実施責任者	165
第2節	応急公用負担等の要領	165
第3節	損失補償及び損害補償等	165
第21章	災害救助法の適用	166
第1節	詳細被害状況の調査	166
第2節	被害状況の報告	167
第3節	災害救助法の適用手続	167
第22章	激甚災害の指定	169
第1節	激甚災害の調査	169
第2節	激甚災害指定の手続	169
第3節	特別財政援助の交付(申請)手続	169
第23章	南海トラフ地震	170
第1節	基本方針	170
第2節	南海トラフ地震に関する情報	170
第3節	福生市の基本対応	171
第3部	災害復興計画	
第1章	復興の基本的な考え方	173
第1節	生活復興	173

第2節	都市復興	173
第3節	復興に向けた態勢の確立	173
第2章	復興計画の策定	174
第1節	震災復興基本方針の策定	174
第2節	復興総合計画の策定	174
第3節	特定分野計画の策定	174
第3章	復興の全体像	175
第4章	地域力を生かした分野別の復興プロセス	176
第1節	住宅復興	176
第2節	くらしの復興	176
第3節	産業復興	176
第4節	都市復興	176
第5節	被災者総合相談所の設置	177
第3編	風水害対策計画	
第1部	災害予防計画	
第1章	災害に強い人と地域社会づくり	179
第2章	災害に強いまちづくり	179
第1節	水害予防対策の推進	179
第2節	土砂災害予防対策の推進	180
第3章	災害に備えたシステムづくり	181
第2部	応急・復旧計画	
第1章	タイムライン（防災行動計画）	183
第1節	洪水	183
第2節	土砂災害	185
第2章	活動体制	187
第1節	活動組織	187
第2節	活動体制の確立	188
第3節	各災害対応組織の活動	190
第3章	気象予警報等の収集・伝達	194
第1節	予警報等伝達態勢の確立	194
第2節	気象情報等の発表及び伝達	194
第3節	リアルタイム情報の把握	195
第4節	異常現象発見の際の手続	196
第5節	竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報	196
第4章	水防活動	197
第1節	水防態勢の確立	197
第2節	水防情報の受信・伝達	198
第3節	水防警報	199

第4節	ダム等放水情報	200
第5節	河川出水・浸水被害等の拡大防止	200
第6節	河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）	201
第7節	決壊時の措置	201
第5章	土砂災害警戒情報	202
第1節	土砂災害防止法	202
第2節	土砂災害警戒情報の発表と周知	202
第6章	情報収集及び連絡態勢の確立	203
第7章	応急避難	204
第1節	避難の基本	204
第2節	避難情報	205
第3節	要配慮者対策	208
第4節	避難場所の開設・管理運営	209
第8章	受援	210
第9章	警備・交通対策	210
第10章	緊急輸送対策	210
第11章	消防・危険物対策	210
第12章	医療救護対策	210
第13章	緊急物資の供給対策	210
第14章	環境・衛生対策	210
第15章	行方不明者の捜索・遺体の取扱い	210
第16章	ライフラインの応急復旧	210
第17章	公共施設等の応急・復旧対策	210
第18章	応急生活対策	210
第19章	要配慮者対策	210
第20章	応急教育・応急保育対策	210
第21章	ボランティアの受入対策	210
第22章	応急公用負担等	211
第23章	災害救助法の適用	211
第24章	激甚災害の指定	211

第4編 その他災害対策計画

第1部 雪害

第1章	応急活動体制	213
第2章	応急対策	215
第1節	情報収集・伝達	215
第2節	除雪対策	215
第3節	被災者への支援	217
第4節	民間等との防災協力及び連携	218

第2部	原子力災害	
第1章	予防対策	219
第2章	応急対策	220
第3部	火山災害	
第1章	応急活動体制	223
第2章	情報収集・伝達	223
第3章	応急対策活動	225
第4部	大規模事故	
第1章	危険物事故に対する安全予防対策	227
第1節	危険物施設の状況	227
第2節	危険物等貯蔵施設の安全化	227
第3節	危険物等の輸送の安全化	230
第4節	応急用資機（器）材の整備	231
第2章	大規模事故に対する安全予防対策	232
第1節	鉄道事故予防対策	232
第2節	道路・橋りょう災害対策	232
第3節	C B R N E 災害	233
第3章	大規模事故に対する応急・復旧対策計画	234
第1節	初動活動体制	234
第2節	情報の収集・伝達	236
第3節	各種応急活動対策	238
第4節	事故種別ごとの各機関の対応	239
第4章	航空事故に対する応急・復旧対策計画	241
第1節	活動体制	241
第2節	情報の収集・伝達	245
第3節	各種応急活動対策	247

